

制 度 の 名 称	特定優良賃貸住宅等への入居
支 援 の 種 類	現物支給・現物貸与
制 度 の 内 容	●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
対 象 者	●以下の要件を満たす方が対象です。 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（４８万７千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（１５万８千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）
お問い合わせ	都道府県、市町村